

野田市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、野田市老人福祉センター使用料及びカラオケ使用料の徴収及び収納事務、所管に係る公衆電話料の収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第243条の2第2項及び野田市会計事務規則第31条第3項の規定により告示します。

令和7年4月11日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所  
名称 公益社団法人 野田市シルバー人材センター  
住所 野田市鶴奉5番地の1
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
  - ・野田市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づく使用料
  - ・カラオケ使用料
  - ・公衆電話料
- 3 指定をした日  
令和7年4月1日
- 4 委託をした日  
令和7年4月1日
- 3 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで